

質問に対する質問回答書

独立行政法人水資源機構  
利根川上流総合管理所

( 件 名 ) 利根川上流総管内で使用する高圧電気

番号	質問内容	回答
1	提出する書類の日付は提出日でよろしいでしょうか。また、入札書の日付のご指定（例：開札日）等はございますか。	提出日で問題ありません。 入札書も同様に提出日又は作成日としてください。
2	確認申請書等のうち、印鑑証明書・使用印鑑届は袋とじ製本せず別でご提出でよろしいですか。	印鑑証明書・使用印鑑届は製本せず別々での提出をお願いいたします。
3	使用印鑑届を提出し、印鑑証明書で届け出ている印とは別の印を使用する場合、確認申請書等の割り印、他申請書類の印はすべて使用印鑑届で届け出る印でよろしいですか。	ご認識のとおりです。
4	自家発補給電力の契約はありますか。	自家発補給電力の契約はありません。
5	契約期間中に増設工事等により、契約電力が500kW以上の協議制となる予定はございますでしょうか。仮に、契約期間中に協議制となった場合には契約単価の変更協議に応じていただけますでしょうか。	契約電力が500kW以上になる予定はありません。
6	弊社では電気料金のお支払は、振込、口座振替となり、振込の場合振込手数料はお客様負担をお願いしておりますがご了承いただけますでしょうか。また、弊社では支払義務発生日（計量日）の翌日から起算して30日以内を支払期日としております。ご了承いただけますでしょうか。	支払方法及び振込手数料については問題ありません。 問9に対する回答のとおり計量日を6月1日とする場合は30日以内に支払は可能です。
7	請求書発行について、弊社では毎月7営業日頃の発送となっておりますがご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。
8	現在の計量日をご教示ください。	1. 利根川上流総合管理所 1日 2. 矢木沢ダム管理所 1日 3. 奈良俣ダム管理所 1日 4. 下久保ダム管理所 24日 5. 群馬用水管理所 23日

番号	質問内容	回答
9	<p>現在、分散検針の場合は切替時に1日からの供給開始をする対応はできかねます。</p> <p>現在の計量日での切替となりますが問題ございませんでしょうか。</p>	<p>仕様書に記載のとおり使用期間は令和8年6月1日0:00からです。</p>
10	<p>電気料金の計算は需要場所単位に行います。</p> <p>需要場所に会計主体の異なるテナント等があっても、電気料金を分割して計算、ご請求することはできませんが、よろしいでしょうか。</p>	<p>問題ありません。</p>
11	<p>電気料金は、一施設毎に請求書通りの金額でお支払いいただけるという認識でよろしいでしょうか。</p> <p>(1枚の請求書に対し複数から支払われるということはありませんでしょうか)</p> <p>複数からのお支払が発生する場合、事前にお支払金額の内訳を通知いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>振込の場合は独立行政法人水資源機構の全施設からの振込額の合算となります。</p> <p>口座振替の場合は利根川上流総合管理所での契約の合算額の振込となります。</p>
12	<p>自動検針装置は有で間違いありませんか。</p> <p>未設置の場合供給開始までに日数を要します。</p> <p>落札後に未設置が発覚した場合開始申込の希望開始ができない可能性もございますのでご注意ください。</p>	<p>仕様書(別紙-1)に記載のとおりです。</p>
13	<p>仮に弊社が落札した場合、契約書の内容および契約書に記載がない事柄について協議いただくことは可能でしょうか。</p> <p>契約書の内容を変更することが難しい場合、協議内容について別途文書を締結することは可能でしょうか。</p>	<p>交付資料に添付している「電気需給契約書」の契約締結後に、第23条に基づき協議を実施します。</p>
14	<p>入札書と内訳書につきまして、割印、ホッチキス留めなど、指定はありますか。</p> <p>また、郵送提出の際、入札書、内訳書を封入した内封筒と、郵送用の外封筒での二重封筒で提出する必要がありますでしょうか。</p>	<p>入札説明書に記載のとおりです。入札書には、別添1「利根川上流総管内で使用する高圧電気に係る入札金額の算定要領」により作成した入札内訳書(様式2)及び入札価格内訳書(様式3)を添付し、ホチキス留め又は袋綴じのうえ、割印すること。</p> <p>記載のとおり二重封筒で提出してください。</p>

番号	質問内容	回答
15	<p>入札金額を算出する際、下記の認識でよろしいでしょうか。</p> <p>基本料金及び電力量料金の各単価には消費税および地方消費税を含むことができる。</p> <p>基本料金および電力量料金は端数処理を行わず小数点第二位まで含むことができる。</p> <p>各月の基本料金と電力量料金の合計額に1円未満の端数が生じたときは、月ごとにその端数を切り捨てる。</p> <p>1年間の総額（税込）より入札金額（税抜）を算出する際、1円未満の端数を切り上げる。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
16	<p>各施設分の予定契約電力および予定使用電力量を合計し、1つの内訳書を作成してもよろしいでしょうか。</p> <p>複数施設の内訳書をそれぞれの施設ごとに作成する必要がある場合、</p> <p>各拠点の税込金額を税抜に直したのちに足し合わせるのか、</p> <p>全施設の税込金額を合計した後に税抜きに直すのか、</p> <p>どちらになりますでしょうか。</p>	<p>様式3は、各需要場所毎に作成します。</p> <p>別添1「利根川上流総管内で使用する高圧電気に係る入札金額の算定要領」に基づき算出してください。</p>
17	<p>各施設においてプラン形態（季節別・時間帯別等）が異なる場合、全て季節別プランとして内訳書を作成してもよろしいでしょうか。</p>	<p>問題ありません。</p>
18	<p>弊社が落札した場合に、弊社独自の算定方法に基づき、燃料費調整額（電源調達調整単価）を算出することは可能でしょうか。</p>	<p>電気受給契約書第2条第4項及び仕様書 5.(2)のとおりです。</p>
19	<p>弊社が契約に至った場合、入札時点の約款に基づく燃料費等調整額の算定諸元を契約満了まで適用させていただきますが、ご了承いただけますか。</p> <p>ご了承いただけない場合、旧一般電気事業者が契約期間中に燃料費等調整額の算定諸元を変更した際には、旧一般電気事業者が新たに設けた算定諸元を適用いたしますが、その際に契約単価の見直し協議は可能でしょうか。</p>	<p>電気受給契約書第2条第4項及び仕様書 5.(2)のとおりです。</p>

番号	質問内容	回答
20	燃料費調整額が発生しない（請求を行わない）料金制度での応札、契約締結は可能ですか。	契約書は電気受給契約書となります。 燃料調整額等については、電気受給契約書第2条第4項及び仕様書 5.(2)のとおりです。 入札は「利根川上流総管内で使用する高圧電気に係る入札金額の算定要領」に基づきます。
21	落札業者は開札日に決定いたしますでしょうか。開札日に確認ができない場合、何月何日までに確認可能かご教示ください。	予定価格内での落札があった場合には開札日が落札決定日となります。
22	入札金額の算定方法に関わらず、実際の電気料金ご請求時には基本料金、電力量料金（燃料費等調整額がある場合はそれを含む）は小数点第2位まで保持し、再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計金額は円未満切り捨て、契約単価は税込みとさせていただきますがよろしいでしょうか。	問題ありません。
23	落札後、またはご契約中に、一般送配電事業者による託送料金や損失率の変更があった場合には、それに伴い、ご契約の電気料金単価に相当分を上乗せさせていただくことがございます。この上乗せ分はすべて一般送配電事業者に支払われるものであり、当社の利益にはなりません。ご了承いただけますでしょうか。	電気受給契約書第23条2のとおり、変更内容について協議となります。
24	合算請求書の発行が必要な場合、各施設の個別の請求書についてはマイページでご確認いただく対応となりますがよろしいでしょうか。	問題ありません。
25	計量結果の報告および検査について、弊社では計量結果の報告を別途行うといった対応は行っておりません。ご利用の内訳が記載されております電気料金請求書及び請求確定後にマイページより確認できる請求データによりご確認・ご対応いただけますでしょうか。また、検査後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承願います。	問題ありません。
26	落札者が決まらず2回目以降の入札が行われる場合は辞退させていただきたく考えております。その場合の初度入札書提出時に2回目入札の辞退届の提出をあらかじめする必要があるでしょうか。辞退届が必要な場合の様式等もご教示いただけますでしょうか。	初回の入札時に2回目以降の辞退届を提出する必要はありません。2回目の開札通知時に様式を提示いたします。

番号	質問内容	回答
27	契約書の提出期限や、締結日の期限はございますでしょうか。契約内容確定後、社内決裁・製本・押印・発送等のお時間を頂戴することになるため、指定の日数がある場合そちらの日程での提出ができかねる可能性がございます。その場合、提出日の延長について協議いただくことは可能でしょうか。	契約書の提出期限は、落札決定日の翌日から7日以内（土日祝日を除く）としています。やむを得ない事情により期限内に提出が困難であるときは延長することができるものとしております。
28	発行される請求書につきまして「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目は分かれず合計値で「燃料費等調整額」と記載される形となりますが問題ございませんでしょうか。	問題ありません。
29	特定電源割当証明書及び電力供給に用いた証書について、契約終了後1回の提出でご了承いただけますでしょうか。認められない場合、特定電源割当証明書は半年ごとの提出とし、非化石証書の提出については供給終了後1回の提出となることご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。
30	弊社では必要な非化石証書を一括して調達していることから、原則、発行先のお客さま名を明記した非化石証書を発行することが出来かねます。供給地点における再生可能エネルギー電力（使用電力量の40%）を含む弊社全体の購入量が記載された非化石証書を、「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす電力の供給に用いた証書の写しとして提出させていただいてよろしいでしょうか。	仕様書5.(11)を満足する内容を確認出来れば、全体の購入量で問題ありません。
31	特定電源割当証明書および非化石証書の発行について、弊社では本案件の対象である複数施設をまとめた情報での1枚の発行となりますがご了承いただけますでしょうか。施設毎の発行対応が必須となりますでしょうか。	仕様書5.(11)を満足する内容を確認出来れば、まとめた1枚の発行で問題ありません。
32	供給終了後の非化石証書の提出時期について、最大で5か月ほど期間を要する場合がございます。ご了承いただけますでしょうか。	仕様書5.(11)に記載したとおりです。
33	当社は2025年4月1日適用の旧一般電気事業者と同一の燃料費等調整額を適用しており、旧一般電気事業者の電気需給約款〔特別高圧・高圧〕（2025年4月1日実施）における附則、(11) 業務用電力、ホ 料金に記載の燃料費等調整額と市場価格調整額を契約終了まで適用させていただきますが可能でしょうか。	電気供給契約書第2条第4項の協議事項となります。

番号	質問内容	回答
34	<p>市場連動プランでの応札が可能な場合の追加質問：</p> <p>1. 市場連動プランは、一般的な固定単価の設定ではなく、日々の市場を元に単価が変動する契約です。固定単価の請求項目とは異なりますが、問題ありませんか。2. ご指定の内訳書がある場合、項目が不足するため、任意様式で良いですか。3. 従量料金単価に用いるエリアプライスについて、期間の指定はございますか。期間の指定がある場合、該当期間の30分値データをご共有いただけますか。</p>	<p>本件は、市場連動プランでの契約ではありません。</p>
35	<p>「設備設置に要する費用は受注者の負担とする」とありますが、料金の算定上必要な計量機器類及びその付属装置等については当該区域の一般送配電事業者の所有物であり、弊社では負担できかねます。一般送配電事業者の負担において実施するという認識でよいですか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>